

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2021年 6月 4日

愛知県知事 殿

提出者

住所 愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1番地 98 氏名
学校法人 藤田学園
理事長 星長清

隆

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0562-93-2800

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤田医科大学岡崎医療センター
事業場の所在地	愛知県岡崎市針崎町字五反田1番地
計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1 事業の種類	83：医療業
2 事業の規模	病床数 400床
3 従業員数	708人

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為後に感染性廃棄物発生⇒鋭利なもの⇒専用プラスチック容器に回収 鋭利でないもの⇒専用ダンボールに回収 ⇒院内すべての感染性廃棄物を、感染性廃棄物庫に保管⇒委託業社回 収⇒委託業者焼却（中間処理）⇒管理型埋立処分場で埋立（最終処分）
---------------------	---

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
<p>(管理体制図)</p> <p style="text-align: center;"> 廃棄物総括責任者：医療廃棄物処理委員会委員長（特別管理産業廃棄物管理責任者） ↓ 医療廃棄物処理委員会（医療廃棄物の適正な処理等に関する事項を審議） ↓ 実施責任者（事務部総務課長）—実施担当者（事務部総務課） </p>					
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
1 現状	【前年度（ 2020 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="785 1238 1098 1301">感染性廃棄物</td> <td data-bbox="1098 1238 1415 1301"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="785 1301 1098 1355">排出量</td> <td data-bbox="1098 1301 1415 1355">168 t t</td> </tr> </table>	感染性廃棄物		排出量
感染性廃棄物					
排出量	168 t t				
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物分別方法の周知・掲示 ・分別が出来ていない場合は、都度指導を行い、全部署へ注意喚起を行う。 					
2 計画	【目標】 5%削減				
	特別管理産業廃棄物の種類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="785 1700 1098 1753">感染性廃棄物</td> <td data-bbox="1098 1700 1415 1753"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="785 1753 1098 1807">排出量</td> <td data-bbox="1098 1753 1415 1807">160 t t</td> </tr> </table>	感染性廃棄物		排出量
感染性廃棄物					
排出量	160 t t				

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別内容を、現状より細かく記載しわかりやすい案内の作成、院内に周知徹底する。 ・ 新採用者への教育の一環とし、全職員への周知を徹底する。
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状		<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋭利なものとそれ以外の分別の徹底 ・ 一般廃棄物と混合させないよう分別表の掲示
②計画		<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>分別表を現状のものより詳細なものへ変更し、感染性廃棄物と一般廃棄物が混合しないよう周知徹底する。</p>

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2020 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 取り組みはなし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 取り組みはなし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2020 年度）実績】		

	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 取り組みなし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 取り組みなし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2020 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 取り組みなし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

		(今後実施する予定の取組) 取り組みなし	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度 (2020 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	168 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	168 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	16 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別案内と周知 ・ 委託契約の際、優良認定を受けた処理業者を選定 		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	160 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	160 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t

		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	15 t	t
		(今後実施する予定の取組) ・ 感染性廃棄物と一般廃棄物の分別を徹底し、感染性廃棄物排出の 低減に取り組む。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（ 2020 年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物 排出量 （ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。）	168 t	
		(今後実施する予定の取組) ・ 電子マニフェスト導入済み。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。